
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目 第 128 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 128 回金融商品専門委員会（2018 年 6 月 1 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

金融商品の時価に関する開示の検討①（開示の適用対象企業）

全般的な開示項目

2. 金融商品の量的な重要性のみにより適用対象企業を限定するよりは、質的な重要性も勘案することが必要ではないか。
3. 一般事業会社でも金融業の重要性が高まる可能性があり、開示の適用対象企業を金融機関に限定することについて、現時点では判断が難しいと思われ、引き続き検討が必要であると考えられる。
4. 一般事業会社の中で金融業を営む企業についても、事業目的上での重要性で判断する場合には、その判断方法を明確化する必要があると考えられる。
5. 事業目的上で重要ではなくとも、企業が金融商品を大量に保有することも想定されるため、金融商品の事業目的上での重要性を開示の適用対象企業の判断基準に用いるべきではないと考えられる。
6. 売掛金や買掛金等、償却原価で測定される金融商品は、開示の適用対象企業を決定する際の重要性の判断にあたっては、考慮しないこととすることが考えられるのではないか。
7. 開示の適用対象企業の方向性に賛成する。ただし、測定の観点で、エンドユーザーである一般事業法人がブローカー価格の適正性を検証するよう求めることは困難となる可能性があるのではないか。
8. 適用対象企業を検討する際には、金融商品だけではなく、トレーディング目的の棚卸資産や仮想通貨等も念頭に議論すべきではないか。
9. 一般事業会社においてブローカー価格を使用することが多いことについて示されているが、IFRS 第 13 号と同等の基準を日本基準に導入した際にもこれが必ずしも

当てはまるとは限らないと考えられる。

レベル3を対象とする開示項目

10. 貸借対照表において時価評価されるレベル3の金融商品の残高が貸借対照表において時価評価される金融商品の残高に対する割合が低いと考えられる場合に、重要性が乏しいと認められるかどうか明確ではないのではないかと。
11. レベル3を対象とする開示項目の適用対象企業となるかどうか、レベル3以外の金融商品の残高に左右されるのは適切ではないと考えられ、要件を見直すべきではないかと。
12. 市場環境が変化する中で、期末日まで重要性による省略を行うことができるかどうか不明である場合には、実務上の負担の軽減に貢献しない可能性があり、例えば、重要性の判定を早期に行うことにより、実務上の負担が軽減される可能性があるのではないかと。
13. 現行の日本基準では非上場株式は時価評価されていないが、IFRS第9号を日本基準に導入した場合には、非上場株式が時価評価の対象となりレベル3が増加する可能性があるのではないかと。
14. レベル3を対象とする開示項目は、主に貸借対照表において時価評価されている金融商品に対する開示項目であり、仮にIFRS第9号を日本基準に導入する場合には、金融商品の分類及び測定に影響があるため、適用時期等について配慮が必要となると考えられる。

金融商品の時価に関する開示の検討②（全般的な開示項目）

15. レベル1とレベル2の間の振替については、財務諸表利用者からの関心も高くないと考えられ、この開示項目は不要ではないかと。
16. IFRS第7号「金融商品：開示」では、帳簿価額が時価の近似値となる場合には時価開示が不要となる定めがあり、このような要件を検討することにより、レベル区分等の全般的な開示項目に係る作成コストを削減することもできるのではないかと。
17. 実務を確立すれば継続的なコストが大きいとの記載は、実務サイドからは違和感があると考えられる。

18. 時価のレベル区分には、インプットの区分だけではなく、評価技法の精度も勘案すべきではないか。インプットの区分だけで時価のレベル区分を分類すると、時価を提供するブローカーより洗練されていない自社のモデルを使用する誘因が生じる可能性があるのではないか。

金融商品の時価に関する開示の検討③（レベル3を対象とする開示項目）

19. 利用者からは、有用となる可能性があるという意見が聞かれている一方、開示項目によっては有用性が低い又は有用性が不明という意見も聞かれている。コスト・ベネフィットの検討における判断軸が明確ではないため、国際的な開示の整合性確保という観点を開示項目の検討に関する分析として含めてはどうか。
20. ベネフィットを検討し、真に必要な開示に絞るべきである。調整表は、作成者にとって特に作成負荷が高い項目であり、必ずしも表形式による総額での表示によらないことも検討する余地があるのではないか。
21. 定量的な感応度分析については、米国会計基準において要求されておらず、市場リスクの感応度分析の開示でカバーされる部分もあると考えられる。また、このような開示が日本基準に馴染むものかどうかについて、ディスクロージャーの議論との整合性も考える必要がある。
22. 定量的な感応度分析は、ストレス環境下における影響を把握する上で有用となる可能性があると考えられる。
23. 開示対象企業を金融機関に限定する場合には、財務諸表以外の開示についても考慮する余地があると考えられる。例えば、銀行は、レベル区分を考慮した経営管理を行っておらず、レベル3に限定した開示を行っているわけではないが、金融危機後にバーゼル3の開示等を拡充しており、それによりカバーできる部分もあるのではないか。

以上